

お客様各位

この度は、アガルートアカデミーの講座をご受講いただきまして誠にありがとうございます。

以下のテキストに、改正により変更又は削除された事項及び内容の不適切な事項が一部掲載されておりましたので、訂正の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。

ご迷惑をおかけしますことを謹んでお詫び申し上げます。

2027合格目標 司法書士試験講座 テキスト訂正情報

目 次

2027総合講義（入門総合講義テキスト）	2
民法	2
不動産登記法 上巻	3
不動産登記法 下巻	4
肢別過去問集 平成6年～令和6年	5
民法 vol.1	5
民法 vol.2	5
不動産登記法 vol.2	5
2027書式ひな形集	6
不動産登記法	6

## 民法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
19	下から2行目	cf. 詐欺による取消しから生じた原状回復請求権は、取消しのと きから <b>10年</b> で消滅時効にかかる。126条の5年の期間制限に は服さない	cf. 詐欺による取消しから生じた原状回復請求権は、取消しのと きから <b>5年</b> で消滅時効にかかる。126条の5年の期間制限に は服さない	25/12/10
65	表「代理と詐欺」の行「②」 の列「処理」	相手方は取り消すことができる ( <b>101 II</b> : 大判明 39.3.31、大判昭 7.3.5)	相手方は取り消すことができる ( <b>96 I</b> : 大判明 39.3.31、大判昭 7.3.5)	<b>26/3/18</b>
87	「論点・時効学説」の「問題 の所在」2行目	(「取得」(162)・「消滅」( <b>167</b> )の文言)	(「取得」(162)・「消滅」( <b>166</b> )の文言)	25/10/22
112	下から1～2行目	→ <b>B</b> を相手方とする ※ <b>C</b> は賃借人であり、乙建物の処分権限を有しない	→ <b>B及びC</b> を相手方とする	25/12/10
431	「2. 法的性質」の本文3～ 4行目	適用がない ( <b>677</b> の2)	適用がない ( <b>667</b> の2)	<b>26/3/18</b>
441	「1. 意義」の本文3～7行 目	ex. 売買契約に基づいて双方の履行がされた後に、その契約が詐 欺により取り消された場合、財貨移転を基礎付ける契約が遡及 的に無効となっている →売主は売買代金を、買主は売買目的物を所持するための法律 上の根拠を失うため、これらを不当利得として返還させる	〈削除〉	25/11/12

不動産登記法 上巻

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
17	(ア)の⑧～⑮	⑧登記事項の一部が抹消されている場合においてする抹消された登記の回復登記（規3③） ⑨所有権以外の権利を目的とする権利に関する登記（規3④） ⑩所有権以外の権利を目的とする処分の制限の登記（規3④） ⑪所有権以外の権利の移転の登記（規3⑤） ⑫権利消滅の定め（規3⑥） ⑬共同抵当における次順位の抵当権者の代位の登記（規3⑦） ⑭抵当証券の作成・交付の登記（規3⑧） ⑮買戻特約の登記（規3⑨）	⑧登記事項の一部が抹消されている場合においてする抹消された登記の回復登記（規3④） ⑨所有権以外の権利を目的とする権利に関する登記（規3⑤） ⑩所有権以外の権利を目的とする処分の制限の登記（規3⑤） ⑪所有権以外の権利の移転の登記（規3⑥） ⑫権利消滅の定め（規3⑦） ⑬共同抵当における次順位の抵当権者の代位の登記（規3⑧） ⑭抵当証券の作成・交付の登記（規3⑨） ⑮買戻特約の登記（規3⑩）	26/3/18
89	最終行	（規3⑤参照）	（規3⑥参照）	26/3/18
115	上から6行目	（規3⑥）	（規3⑦）	26/3/18
174	下から7～6行目	（規3⑨）	（規3⑩）	26/3/18
178	最終行	（規3⑨）	（規3⑩）	26/3/18
179	「5. 登記の実行」の1行目	（規3⑤）	（規3⑥）	26/3/18
197	最終行	（規3⑥）	（規3⑦）	26/3/18
200	最終行	（規3④）	（規3⑤）	26/3/18
209	最終行	（規3⑤）	（規3⑥）	26/3/18
211	最終行	（規3⑤）	（規3⑥）	26/3/18
216	「3. 登記の実行」の2行目	（規3⑤）	（規3⑥）	26/3/18
219	「3. 登記の実行」の1行目	（規3⑦）	（規3⑧）	26/3/18
242	「2. 転抵当」の(1)②の3行目	→登記原因＝「年月日金銭消費貸借債権額1億円のうち5,000万円年月日設定」	→登記原因＝「年月日金銭消費貸借金1億円のうち金5,000万円年月日設定」	25/12/10
242	「2. 転抵当」の(1)③の3行目	→登記の目的＝「1番抵当権の一部（金1億円のうち5,000万円分）転抵当」	→登記の目的＝「1番抵当権の一部（金1億円のうち金5,000万円分）転抵当」	25/12/10
244	「(3) 登記の実行」の1行目	、規3④	、規3⑤	26/3/18
245	最終行	、規3④	、規3⑤	26/3/18
247	「(3) 登記の実行」の1行目	、規3④	、規3⑤	26/3/18
295	「(5) 登記の実行」の3行目	（規3④）	（規3⑤）	26/3/18
305	「(4) 登記の実行」の1行目	（規3⑤）	（規3⑥）	26/3/18
310	「(4) 登記の実行」の1行目	（規3⑤）	（規3⑥）	26/3/18
312	「(5) 登記の実行」の1行目	（規3⑤）	（規3⑥）	26/3/18

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
315	「4. 登記の実行」の1行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
334	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
344	「(3) 登記の実行」の1行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18
362	「(3) 登記の実行」の1行目	(規3④)	(規3⑤)	26/3/18

不動産登記法 下巻

頁	訂正箇所	誤	正	更新日												
18	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18												
23	「3. 付記登記による実行」の3行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18												
67	「3. 登記の実行」の5行目	(規3③)	(規3④)	26/3/18												
73	「3. 登記の実行」の3行目	(規3④)	(規3⑤)	26/3/18												
77	「(3) 登記の実行」の4行目	(規3④)	(規3⑤)	26/3/18												
81	「(3) 登記の実行」の1行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18												
82	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18												
100	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18												
102	上から6行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18												
103	「(3) 登記の実行」の2行目	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18												
116	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18												
123	上から11行目	(規3④)	(規3⑤)	26/3/18												
135	上から3～4行目	(規3④)	(規3⑤)	26/3/18												
140	最終行	(規3⑤)	(規3⑥)	26/3/18												
192	上から3行目	判決がなされた場合、支払を受けた後、	判決がなされた場合、支払を行った後、	26/3/18												
312	表「審査請求の横断整理」の行「登記官 供託官」の列「不動産登記」の2行目	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">理由あり：相当の処分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登記官 供託官</td> <td>+ 審査請求人に通知</td> </tr> <tr> <td>理由なし：3日以内に審査庁に送付</td> <td>理由なし：5日以内に審査庁に送付</td> </tr> </tbody> </table>	理由あり：相当の処分		登記官 供託官	+ 審査請求人に通知	理由なし：3日以内に審査庁に送付	理由なし：5日以内に審査庁に送付	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">理由あり：相当の処分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登記官 供託官</td> <td>+ 審査請求人に通知</td> </tr> <tr> <td>理由なし：3日以内に審査庁に送付</td> <td>理由なし：5日以内に審査庁に送付</td> </tr> </tbody> </table>	理由あり：相当の処分		登記官 供託官	+ 審査請求人に通知	理由なし：3日以内に審査庁に送付	理由なし：5日以内に審査庁に送付	25/12/10
理由あり：相当の処分																
登記官 供託官	+ 審査請求人に通知															
理由なし：3日以内に審査庁に送付	理由なし：5日以内に審査庁に送付															
理由あり：相当の処分																
登記官 供託官	+ 審査請求人に通知															
理由なし：3日以内に審査庁に送付	理由なし：5日以内に審査庁に送付															

肢別過去問集 平成6年～令和6年

民法 vol.1

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
267	問431 (H10-11-イ、H22-12-ア、H23-11-4、R06-11-イ) の解説 8 行目	「その物に関して生じた債権」とは言えなので、	「その物に関して生じた債権」とは言えないので、	26/3/18

民法 vol.2

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
173	問55 (H24-22-イ) の正誤	○	×	25/11/12

不動産登記法 vol.2

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
16	問39 (R05-27-ウ、R06-27-I) の問題	根抵当権の信託の仮登記の登録免許税の額は、不動産の個数 1 個につき1000円である。	抵当権の信託の仮登記の登録免許税の額は、債権金額に1000分の1を乗じた額である。	26/3/18
85	問15 (H29-27-イ) の解説 3 行目	記を申請した際の財率を控除した割合を	記を申請した際の税率を控除した割合を	26/3/18
151	問62 (R05-21-イ) の解説 4 行目以降	地目、地積、敷地権の種類及び割合を申請情報の内容とすることを要する(不登令3⑩へ)。したがって、本肢は、誤っている。	地目、地積を申請情報の内容とすることを要しない(不登令6Ⅰ③、不登規34Ⅱ)。ただし、敷地権の種類及び割合は省略することができないため、申請情報の内容とすることを要する(不登令3⑩へ)。したがって、本肢は、敷地権の種類及び割合についても省略することができる点で誤っている。	26/1/14
341	問271 (H28-26-ウ) の解説 3 行目以降	と規定する。そして、157条3項は、「処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものと認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登記上の利害関係人に通知しなければならない」と規定している。	と規定する。登記官が審査請求を理由があると認め、相当の処分をしたときは、審査請求人に対し、当該処分の内容を通知しなければならない(157Ⅰ、不登規186)。	25/10/22

## 不動産登記法

頁	訂正箇所	誤	正	更新日
52	「073 所有権移転失効の定め の廃止の登記」の変更後の事 項	変更後の事項 ○番付記○号所有権移転失効の定め廃止	変更後の事項 ○番付記○号所有権移転失効の定め <del>の</del> 廃止	25/11/12